『伊方町人口減少対策総合支援事業補助金』

伊方町は新婚生活を応援します♥



伊方町では、支援内容を拡充して新婚生活を応援します。

【対 象】令和5年3月1日以降の婚姻し、4月1日以降の支出したもの 【申請期限】令和6年3月8日(金)

<これまでの補助内容>

ご夫婦ともに 29 歳以下の新婚さんに

- ◇ 住宅購入費、リフォーム費用、家賃、 敷金、礼金、共益費、仲介手数料、 引越費用
- ・世帯所得:500万円未満・一世帯あたり:最大 60万円

ご夫婦ともに 39 歳以下の新婚さんに

- ◇ 住宅購入費、リフォーム費用、家賃、 敷金、礼金、共益費、仲介手数料、 引越費用
- ・世帯所得 500 万円未満
- 一世帯あたり 最大 30 万円

<拡充した補助内容>

ご夫婦ともに 29 歳以下の新婚さんに

- ◇ 住宅購入費、リフォーム費用、家賃、 敷金、礼金、共益費、仲介手数料、 引越費用
- ・ 世帯所得:500 万円以上 660 万円未満
- ・ 一世帯あたり: 最大 20 万円
- ◇ 時短・省エネ家電購入費
 - ・世帯所得 660 万円未満
- ・一世帯あたり 最大 20 万円

詳しくはWEBサイト でご確認ください



【問い合わせ先】伊方町保健福祉課 電話 0894-38-0217

支援内容に関するサイトのURL https://www.town.ikata.ehime.jp/soshiki/4/20916.html